

金融第366-1号
令和5年12月15日

各金融機関本（母）店長
埼玉県信用保証協会会長 } 様

埼玉県産業労働部金融課長
横内 治（公印省略）

埼玉県中小企業制度融資要綱の改正について（通知）

県制度融資の推進につきましては、日頃、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、現下の経済情勢を踏まえ、下記のとおり埼玉県中小企業制度融資要綱の一部を改正し、「経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連【エネルギー・原材料価格高騰特例】」の取扱期間を延長することとしました。

資金繰りに関する相談や融資の申込み等がありましたら、本改正を踏まえて御対応いただきますようお願い申し上げます。

また、各県内金融機関本（母）店におかれましては、県制度融資を取り扱う各支店宛て御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 経営安定資金（知事指定等貸付）特定業種関連【エネルギー・原材料価格高騰特例】

（1）現行の取扱期間

令和5年12月31日まで

（2）延長後の取扱期間

令和6年3月31日まで

（参考）【関係機関向けホームページ】

URL：<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

担 当 : 企画・制度融資担当
電 話 : 048-830-3801
F A X : 048-830-4814
電子メール : a3790-04@pref.saitama.lg.jp